



立 監 第 782 号
令 和 6 年 3 月 27 日

立川市長
酒 井 大 史 殿

立川市監査委員 村 木 良 造
同 土 谷 伸 明
同 門 倉 正 子

令和5年度第3回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を
講じたときは、同条第14項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和5年度第3回定期監査結果報告書

第1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査。

2 監査の対象

令和5年4月1日から同年12月31日までの福祉保健部（ただし、保健医療担当部長が所管する部署に限る）による事務の執行等。

3 監査の項目及び着眼点

- (1) 予算の執行事務は、法令等に適合し、かつ正確に行われているか。
- (2) 現金、郵券等の管理は、適正に行われているか。
- (3) 財産（施設、備品等、債券等）は、適正に管理、使用されているか。
- (4) 財務及び事務事業に関する事項。
- (5) 監査結果の措置状況。

このほか、事務事業や予算の執行について、経済的、効率的、効果的なものとなっているか。

また、リスクが高いと認められる次の事項について監査した。

- (ア) 委託料について、契約書、仕様書のとおり行われていることを確認して、支払われているか。
- (イ) 委託料について、実施報告書等や品質管理チェックリストの内容を確認して、必要な助言・指導が行われているか。
- (ウ) 負担金補助及び交付金について、交付申請書及び請求書等に不適切な訂正等はないか。
- (エ) 要綱と様式等は一致しているか。

4 監査の基本方針

立川市監査基準及び監査基本計画に基づき実施した。

5 監査の実施内容

所管の部署から関係書類の提出を求め、実査や関係職員の説明を聴取するなどして実施した。

監査の期間は、令和6年1月4日から同年3月27日まで。

第2 監査の結果

事務の執行等は、監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、是正及び改善を要する事項が一部に見受けられたので、以下に述べる。

このほかにも、注意事項としたものについて、改善を求める。

1 歳入予算の執行状況について

調定票及び関係書類について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

2 歳出予算の執行状況について

起案文書回付票、当該添付書類及び関係書類について調査したところ、次のような点が見受けられた。適正に事務の執行をされたい。

(1) 需用費（印刷製本費）

①人間ドック・脳ドック受診補助利用申込書兼補助金交付申請書（保険年金課）

令和5年度に必要な申請書について、前市長名で作成されたことから、改めて新市長名の申請書が作成されることとなり、（前市長名で作成された）申請書は、廃棄される予定となっている。

(2) 委託料

①指定市町村事務受託法人に係る照会等事務委託（介護保険課）

品質管理チェックリストが作成されていなかった。

②個別予防接種委託料（健康推進課）

回付票（伺兼命令）について、支出額は3千万円超で、決裁区分は「乙」とされているが、課長までの（丁）決裁となっていた。

③自死遺族等支援わかちあいの会運営委託（健康推進課）

請書の契約締結日について、空欄となっていた。

(3) 負担金補助及び交付金

①介護人材緊急確保対策事業補助金（介護保険課）

交付申請書の記名欄（勤務している事業所以外から補助又は助成を受けていないことを確認するために設けられているもの）について、「署名」されていないものがあった。

②介護保険福祉用具購入費支給（介護保険課）

申請の対象となる「居宅要介護被保険者等」ではない方からの支給申請書により、手続きされているものがあった。

③人間ドック等受診補助金（保険年金課）

「定められた日」までに申請書が提出されたことについて、申請日を確認できる文書收受日付印が押されていないものがあった。

3 予算流用・予備費充当について

調書について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

4 財政援助団体について

調書について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

5 在庫品について

在庫品調査表に基づき実査したところ、おおむね適正に管理されていた。

6 備品について

備品調書及び備品を抽出して検査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような取り扱いとなっているものがあつた。適正に管理されたい。

(1) 「設置場所等」が不明確なもの、変更されていないもの

①具体的な設置場所等で登録されていないもの、すでに他部署に所管替えされたものがあつた。(健康推進課)(保険年金課)

(2) 「非活用」なもの、「廃棄」されていないもの

①非活用となっているものがあつた。(介護保険課)(高齢福祉課)(健康推進課)

7 現金取扱について

立川市公金取扱指針に基づく帳票は整備されており、現金及び現金出納印について実査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に管理されたい。

(1) 現金出納簿

「月末に帳簿を締めて決裁」されていないものがあつた。(保険年金課)

8 郵券・金券等の管理について

郵券・金券等管理簿について調査したところ、おおむね適正に管理されていた。

9 車両管理状況について

車両について実査したところ、おおむね適正に管理されていたが、次のような点が見受けられた。適正に管理されたい。

(1) 自転車

ブレーキの効きがよくないもの、鍵の一部が破損しているものがあつた。(保険年金課)

10 自動車運行日誌について

自動車運行日誌について調査したところ、おおむね適正に管理されていた。

11 被服貸与簿について

被服貸与簿について調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

12 規則等について

次のような点が見受けられた。必要な手続き、見直し等を行われたい。なお、監査期間の関係等から、すべての規則等について確認できているわけではないので、各課においても、自主的に確認等を行ってください。

(1) 見直しを求めるものの例

①「定める期日」について、異なる解釈ができることから、要件等を明確にするように求めます。

1. 立川市国民健康保険人間ドック受診補助金交付規則（保険年金課）
2. 立川市後期高齢者医療人間ドック受診補助金交付規則（保険年金課）

②「消費税の取り扱い」について、規定するように求めます。

1. 立川市風しん対策事業実施要綱（健康推進課）

(2) 規定された様式とは異なった様式が使用されているものの例

①規定された様式を使用するように求めます。

1. 立川市認知症対応型共同生活介護等第三者評価受審費補助金交付要綱（介護保険課）
2. 立川市国民健康保険出産育児一時金支給規則（保険年金課）
3. 立川市国民健康保険出産育児一時金医療機関等直接支払実施要綱（保険年金課）

以上